

1-1

昭和24年1月22日

日本学術会議第1回総会

日本学術会議の発足にあつて科学者としての決意表明(声明)

われわれは、ここに人文科学及び自然科学のあらゆる分野にわたる全国の科学者のうちから選ばれた会員をもつて組織する日本学術会議の成立を公表することができるのをよこぶ。そしてこの機会に、われわれは、これまでわが国の科学者がとりきつた態度について強く反省し、今後は、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓うものである。そもそも本会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とするものであつて、学問の全面にわたりそのになり責務は、まことに重大である。されば、われわれは、日本国憲法の保障する思想と良心の自由、学問の自由及び言論の自由を確保するとともに、科学者の総意の下に、人類の平和のためあまねく世界の学界と提携して学術の進歩に寄与するよう万全の努力を傾注すべきことを期する。

ここに本会議の発足に当つてわれわれの決意を表明する次第である。

1-2

総発第33号 昭和24年2月8日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

大学法案について(申入)

日本学術会議は、去る1月22日その第1回総会において、大学法案に関し左記の決議を行つたから、ここに報告すると共に、その趣旨の実現について適当な措置を講ぜられたい。

記

国立大学の行政機構は極めて重要な事項である。しかし文部省の提示した大学法試案には民主化の意図は見えるが、わが国の事情に適しないものがあるから、その国会提出を止め、改めて慎重に審議すべきである。

1-3

総発第39号 昭和24年2月9日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

大学法案についての諮問要請について(勧告)

国立大学法案は、単に教育組織だけでなく、科学の研究にも重大な関係を有するので、科学の向上発達を図ることをその任務とする日本学術会議は、その第1回総会において、これについて非常な関心を示し、わが国の国情に適した方策を考究するために特別委員会を設置した。政府においても、この間の事情を諒承され、本会議に対して、その意見を諮問されるように、本会議の総会の決議に基いて、これを勧告する。